

建設業許可申請の手引 (申請手続編)

◎ 申請の際は、この手引を熟読のうえ、書類を作成してください。

この手引は、建設業の許可を申請する方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などをまとめたものです。法律の趣旨を十分ご理解のうえ、この手引を参考に手続を行ってください。

令和2年10月

愛知県都市整備局 都市基盤部 都市総務課

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

提出先、問い合わせ先は、39ページをご覧ください。

※ この手引は愛知県知事許可用に作成しております。

国土交通大臣許可については、中部地方整備局にお問い合わせ下さい。

→ TEL (052) 953-8572 <http://www.cbr.mlit.go.jp/>

国土交通大臣許可については、令和2年4月1日から建設業許可申請書、変更届出書等を国土交通省中部地方整備局に直接提出することになりました。

目次

I	建設業の許可について	
1	建設業とは	1
2	許可を必要とする方	1
3	許可を受けなくてもできる工事	1
4	知事許可と大臣許可	1
5	許可の区分（特定建設業と一般建設業）	2
6	附帯工事について	2
II	許可の基準（許可を受けるための要件）	3
III	欠格要件（許可を受けられない方）	8
IV	許可の申請手続き	
1	許可申請書の作成	9
2	許可申請書、添付書類及び確認資料	10
3	許可申請書類の提出	20
4	許可について	20
5	許可後の手続き	20
V	付表	
表1	建設工事の種類別にみたその内容と例示	21
表2	許可の申請区分	30
表3	許可手数料一覧表	30
表4	建設業の種類別所定学科	31
表5	実務経験の緩和措置	31
表6	技術者資格免許及び資格コード	32
表7	登録基幹技能者について	37
	平成28年6月の改正に伴う技術者の緩和措置に関する資格コード	38
表8	許可申請書類の提出先、問い合わせ先	39
表9	愛知県市区町村コード一覧表	40
表10	県税事務所一覧表	41
	参考	
	発注証明書	42
	行政書士による代理申請について	43
	よくある質問と回答	45
	解体工事業に関する質問と回答	52

※ 譲渡及び譲受け、合併、分割、相続の認可申請については事前に相談してください。

I 建設業の許可について

1 建設業とは

建設業とは、元請・下請を問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。この建設工事は下表（具体的な内容等については21～29ページ表1参照）に掲げる29業種にわかれています。

1 土木工事業	9 管工事業	17 塗装工事業	25 建具工事業
2 建築工事業	10 タイル・れんが・ブロック工事業	18 防水工事業	26 水道施設工事業
3 大工工事業	11 鋼構造物工事業	19 内装仕上工事業	27 消防施設工事業
4 左官工事業	12 鉄筋工事業	20 機械器具設置工事業	28 清掃施設工事業
5 とび・土工工事業	13 舗装工事業	21 熱絶縁工事業	29 解体工事業
6 石工事業	14 しゅんせつ工事業	22 電気通信工事業	
7 屋根工事業	15 板金工事業	23 造園工事業	
8 電気工事業	16 ガラス工事業	24 さく井工事業	

2 許可を必要とする方

建設業を営もうとする方は、すべて許可の対象となり29の業種ごとに許可を受けなければなりません。ただし、次の場合を除きます。

3 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建設業を営もうとする方でも、法令で定められた軽微な建設工事のみを請け負う場合は許可を受けなくても営業できます。

建築一式工事 (①、②いずれかに該当する場合)	① 1件の請負代金が1,500万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事 ② 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事
建築一式工事以外の建設工事	1件の請負代金が500万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事

請負代金の額は、同一の建設業を営む方が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額となります。

「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものです。

「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものです。

4 知事許可と大臣許可

(1) 愛知県知事許可

愛知県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方は、愛知県知事の許可が必要です。

(2) 国土交通大臣許可

愛知県内に主たる営業所を置き、他の都道府県にも営業所を設けて建設業を営もうとする方は、国土交通大臣の許可が必要です。

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

なお、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

5 許可の区分（特定建設業と一般建設業）

（1）特定建設業の許可

発注者から直接請け負った（元請工事）1件の建設工事につき下請に出す代金の合計額（※）が4,000万円（建築工事業は6,000万円）以上（いずれも消費税及び地方消費税を含む）となる場合は、その元請業者は特定建設業の許可が必要です。

（2）一般建設業の許可

（1）以外するとき、つまり1件の建設工事につき元請工事で、下請に工事を出す代金の合計額（※）が4,000万円（建築工事業は6,000万円）以上（いずれも消費税及び地方消費税を含む）にならない方、又は下請としてだけ営業しようとする方は一般建設業の許可が必要です。

※発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円（6,000万円）には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

6 附帯工事について

許可を受けて建設業を営む方は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができます。この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であり、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものです。

附帯工事に該当するかどうかは、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ、機能の保持等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討して判断します。

Ⅱ 許可の基準（許可を受けるための要件）

建設業の許可を受けるには、次表の要件を満たさなければなりません。また、特定建設業の許可を受けるには、一般建設業より要件が重くなります。

	項 目	一般建設業の許可	特定建設業の許可
1 経 営 業 務 の 管 理 を 適 正 に 行 う に 足 り る 能 力 を 有 す る も の	1及び2の両方を満たす者	<p>1. 適正な経営体制について 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>(2) 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者</p> <p>(3) 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p> <p>ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <p>(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者</p> <p>(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。</p> <p>2. 社会保険の加入について 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第13条第2項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。</p>	

項 目		一般建設業の許可	特定建設業の許可
2 専 任 技 術 者	営業所ごとに右のいずれかに該当する専任の技術者がいること	<p>許可を受けようとする業種の工事について</p> <p>イ ・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 ・学校教育法による大学（短期大学を含む）若しくは高等専門学校（所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方（所定学科については31ページ表4参照）</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する方（電気工事及び消防施設工事については48ページQ16参照、また解体工事については5ページ専任技術者2参照）</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロと同等以上の知識、技術、技能を有すると認定した方（二級建築士、二級土木施工管理技士等。32～36ページ表6及び37, 38ページ参照）</p>	<p>許可を受けようとする業種の工事について</p> <p>イ 国土交通大臣が定める試験に合格した方又は免許を受けた方（一級建築士、一級土木施工管理技士等、32～36ページ表6及び38ページ参照）</p> <p>ロ 法第7条第2号（左記イ、ロ、ハ）のいずれかに該当し、かつ元請として4,500万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する方</p> <p>ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる方と同等以上の能力を有するものと認定した方</p> <p>※ ただし、指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）については、イに該当する方又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる方と同等以上の能力を有するものと認定した方に限りません。</p>
3 誠 実 性	請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな方でないこと	法人、法人の役員等、個人事業主、支配人、支店長、営業所長、法定代理人（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合）が左に該当すること	
4 財 産 的 基 礎 等	<p>請負契約（※）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな方でないこと</p> <p>※軽微な建設工事に係るものを除く</p>	<p>下記のイ、ロ、ハの<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>イ 申請日の直前の決算において、自己資本（※）が500万円以上であること</p> <p>ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められること</p> <p>ハ 許可申請直前の5年間、許可を受けて継続して営業した実績があること</p>	<p>申請日の直前の決算において、下記のイ、ロ、ハの基準を<u>すべて</u>満たすこと</p> <p>イ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本（※）の額が4,000万円以上であること</p> <p>なお、経営再建中の方については、更新に限り、特例措置を受けることができます</p>

		<p>※「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。</p>
--	--	--

適正な経営体制について

1 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。「業務を執行する社員」とは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいいます。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は含まれるものとします。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとします。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
 - 組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
 - 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
 - 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

2 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。

3 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

4 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととします。

5 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

6 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務を総合的に管理した経験の証明書、組織図、業務分掌規程、定款、執行役員規程、取締役会の議事録、人事発令書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

7 「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）」とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいいます。

6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとします。

該当するか否かの判断に当たっては、経營業務を補佐した経験の証明書（建設業許可を有する第三者からの証明が必要です）、組織図、過去の稟議書、確定申告書（個人事業主の補佐の場合）、所得証明書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

8 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいいます。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、組織図、業務分掌規定、過去の稟議書、人事発令書等が必要となりますので、事前にご相談ください。

なお、常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えありません。

9 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などを確認することで行います。

本号ロ（1）に該当するか否かの判断に当たっては、組織図、業務分掌規程、過去の稟議書、人事発令書等が必要となりますので事前にご相談ください。

イ該当（2）及び（3）、ロ該当については、事前にご相談ください。

社会保険の加入について

1 「営業所」は建設業法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれません。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しません。

- 2 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出してください。

専任技術者について

- 1 「専任」の方とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する方をいいます。
会社の社員の場合には、その方の勤務状況、給与の支払状況、その方に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱います。
次に掲げるような方は、原則として、「専任」の方とはいえないものとして取り扱います。
- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な方
 - ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する方
 - ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている方（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する方を除く。）
 - ④ 他に個人営業を行っている方、他の法人の常勤役員である方等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる方
- なお、同一の方について経営業務の管理責任者と専任の技術者とを重複して認めることは、勤務場所が同一の主たる営業所であれば可能です。
- 2 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含みませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱います。
また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成 28 年 6 月 1 日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できます。
また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等であれば直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた方等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入することができ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入することができます。
- 3 〈一般建設業の専任技術者〉
- ① 前表イは高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む）もしくは中等教育学校又は大学（旧大学令による大学を含む）もしくは高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）もしくは学校教育法による専門職大学の前期課程の所定の学科（31 ページ表 4 参照）を修め、卒業（修了）後、許可を受けようとする業種の工事について必要な年数以上の実務経験を有する方をいいます。
 - ② 前表ロは、許可を受けようとする業種の工事について 10 年以上の実務経験を有する方をいいます。
なお、31 ページ表 5 の要件に該当するときは、実務経験の期間が最大 2 年間緩和されます（この場合は前表ハに該当します。）。
 - ③ 前表ハは、次の A～E のいずれかに該当する方をいいます。
A 所定の学科（31 ページ表 4 参照）の旧実業学校卒業程度検定に合格後 5 年以上、又は旧専門学校卒業程度検定に合格後 3 年以上、許可を受けようとする業種の工事について実務経験を有する方
B 許可を受けようとする業種に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後 3 年以上の実務経験を有する方で在学中に所定の学科（31 ページ表 4 参照）を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成 6 年文部省告示第 84 号）第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を称するもの

- C 許可を受けようとする業種に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後5年以上の実務経験を有する方で在学中に所定の学科(31ページ表4参照)を修めたもの
- D 技術者資格免許及び資格コード(32~36ページ表6及び37,38ページ参照)に掲げる資格を有する方
- E その他国土交通大臣(旧建設大臣)がイ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認める方

4 〈特定建設業の専任技術者〉

- ① 前表イとは、技術者資格免許及び資格コード(32~36ページ表6及び38ページ参照)に掲げる資格を有する方をいいます。
- ② 前表ロの「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
また、「元請として4,500万円以上の工事」とありますが、平成6年12月27日以前の工事にあつては3,000万円以上のものを、昭和59年9月30日以前の工事にあつては1,500万円以上のものを、4,500万円以上のものとみなします。(金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む。)

誠実性について

- 1 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領、文書偽造等の法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。
- 2 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人(支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者(支配人であるものを除く。))をいう。以下同じ。)が、申請者が個人である場合においてはその方及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない方である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。
- 3 許可を受けて継続して建設業を営んでいた方については、1に該当する行為をした事実が確知された場合又は2のいずれかに該当する方である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

財産的基礎又は金銭的信用について

〈一般建設業の財産的基礎又は金銭的信用〉

- 1 前表ロの「資金調達能力」については、以下のa、bのどちらかにより判断します。
 - a 金融機関発行の「500万円以上の預金残高証明書」(基準日が申請直前2週間以内のもの。初日算入。)
 - b 金融機関発行の「500万円以上の融資証明書」(発行日が申請直前2週間以内のもの。初日算入。)※上記証明書は、主要取引金融機関名(様式第20号の4)に記載のある金融機関から取得してください。
なお、残高証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。
- 2 個人事業で、事業開始後決算期末到来の場合は、1による判断が必要となります。

〈特定建設業の財産的基礎〉

- 1 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。
- 2 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。
- 3 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいいます。

4 この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行います。よって、法人設立直後で決算を迎えていない場合に特定建設業の許可を受けるには、設立時点の資本金が4,000万円以上必要となります。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」についてのみ、この基準を満たしているものとして取り扱います。

5 前表の「特例措置」とは、経営再建中の方のうち、以下に掲げる内容をいいます。なお、詳細については39ページ表8の管轄窓口にお問い合わせください。

① 申請日の直前の決算期における財務諸表上では、財産的基礎の要件を満たさないが、許可の更新の日までに要件を満たすことになる場合、又は、申請日までに法的手続等を開始しており、許可の日以降近い将来に要件を満たす可能性が高いと判断できる場合、許可条件を付与します。

② 申請日の直前の決算期における財務諸表上では、財産的基礎の要件を満たさないが、以下の条件を満たす場合、それぞれに対応する時期までの間、許可の更新を留保します。

ア 許可の更新の日の直前の決算において要件を満たす見込みの場合：当該決算についての財務諸表の提出を受け、要件を満たすことを確認するまでの間

イ 許可の更新の申請日までに会社更生手続開始の申立てをした場合：裁判所の更生手続開始決定がなされるまでの間（許可時に条件を付与します。）

ウ 許可の更新の申請日までに民事再生手続開始の申立てをした場合：裁判所の再生手続開始決定がなされるまでの間（許可時に条件を付与します。）

エ 特定債務者等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づき、調整に係る調停の申立てをした場合：債務者の当該調停に係る判断が明らかになるまでの間（許可時に条件を付与します。）

6 個人事業主の方で、特定建設業を新規申請する場合には、純資産合計に示された金額以上の預金残高証明書（基準日が2週間以内。初日参入。）もしくは融資証明書（発行日が2週間以内。初日参入。）が必要となります。

※ 譲渡及び譲受け、合併、分割、相続の認可申請については事前に相談してください。

Ⅲ 欠格要件（許可を受けられない方）

申請者の方が次の1から14まで（許可の更新を受けようとする申請者の方は、1又は7から14まで）のいずれかに該当する場合は、許可は受けられません。

また、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は、重要な事実の記載が欠けているときは、許可は受けられません。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- 2 建設業法（以下「法」という。）第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない方
- 3 法第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に許可を受けた建設業を廃止する届出をした方で当該届出の日から5年を経過しない方
- 4 3に規定する期間内に許可を受けた建設業を廃止する届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった方又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった方で、当該届出の日から5年を経過しない方
- 5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない方
- 6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない方
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- 8 法、又は一定の法令の規定（※）により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない方
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方（以下「暴力団員等」という。）
- 10 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない方
- 11 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10まで又は12（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当する方
- 12 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方（2に該当する方についてはその方が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する方についてはその方が許可を受けた建設業を廃止する届出がされる以前から、6に該当する方についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった方を除く。）のある方
- 13 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する方（2に該当する方についてはその方が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する方についてはその方が許可を受けた建設業を廃止する届出がされる以前から、6に該当する方についてはその方が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった方を除く。）のある方
- 14 暴力団員等がその事業活動を支配する方

※「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものです。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した方に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条

- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項又は第 10 項前段（同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した方に係る同法第 98 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 14 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した方に係る同法第 26 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した方に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した方に係る同法第 101 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した方に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した方に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した方に係る同法第 59 条

IV 許可の申請手続き

1 許可申請書の作成

ア 必要な書類

許可申請書、添付書類及び確認資料（10 ページ参照）

イ 申請用紙

様式は決められています。

用紙が必要な方は都市総務課 Web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>) からダウンロードするか、最寄りの建設業許可窓口（39 ページ表 8 参照）へお越しください。

ウ 提出部数

正本 1 部及び副本 1 部の計 2 部（副本は写し可。ただし、印影の写しは不可。）

2 許可申請書、添付書類及び確認資料（確認資料は15ページ以降）

(1) 許可申請書及び添付書類

正本1部及び副本1部の計2部（副本は写し可。ただし、印影の写しは不可。）

- 【申請区分】 1. 新規 2. 許可換え新規 3. 般・特新規 4. 業種追加 5. 更新
 6. 般・特新規＋業種追加 7. 般・特新規＋更新 8. 業種追加＋更新
 9. 般・特新規＋業種追加＋更新
 （7. 8. 9は必ず許可期間満了の日の30日前までに申請してください。）

様式番号	申請書及び添付書類	申請区分						摘要
		1・2	3・6	4	5	7・9	8	
	表紙・裏表紙	○	○	○	○	○	○	
1	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	
別紙一	役員等の一覧表	法	法	法	法	法	法	執行役員、監査役は役員に含まれない
別紙二(1)	営業所の一覧表（新規許可等）	○	○	○		○	○	主たる営業所、従たる営業所の建物確認に必要な書類については17ページ確認資料 参照
別紙二(2)	営業所の一覧表（更新）				○			
別紙三	県証紙貼付	○	○	○	○	○	○	
別紙四	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	常勤性確認の必要書類の詳細については16ページ確認資料 参照
	申請時点で有効な他行政庁の許可書	▲						▲：許可換え新規の場合に写しを添付
2	工事経歴書	○	○	○		○	○	実績なしの場合も作成
3	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○		○	○	実績なしの場合も作成
4	使用人数	○	○	○		○	○	
6	誓約書	○	○	○	○	○	○	
7	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	○	○	○	○	○	要件確認と常勤性確認の必要書類の詳細については15～16ページ確認資料 参照 様式第7号の2を使用する場合は不要
別紙	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式第7号の2を使用する場合は不要
7の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	○	○	○	○	○	要件確認と常勤性確認の必要書類の詳細については15～16ページ確認資料 参照 様式第7号を使用する場合は不要
別紙一	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式第7号を使用する場合は不要
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	様式第7号を使用する場合は不要
7の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	加入状況確認に必要な書類については17ページ確認資料 参照
8	専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○		○	○	常勤性確認の必要書類の詳細については16ページ確認資料 参照
	専任技術者としての資格を有することを証明する資料	○	※ 1	※ 1	▲	※ 1	※ 1	卒業証書（写し添付）、卒業証明書（原本添付）、資格証明書（写し添付）、監理技術者資格者証（写し添付）、実務経験証明書（様式第9号）、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）、認定書（写し添付）のうち、該当する書類 ▲：提出済み認定書の有効期限が到来している場合は、新しい認定書（写し添付） 詳細については13～14ページ 参照

11	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	該当なしの場合も作成 支配人及び従たる営業所を設けた場合（支店等）の当該営業所の代表者が該当
12	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	別紙一に記載した役員等全員、法定代理人（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合）、法定代理人の役員等全員、又は個人事業主本人について提出 ただし、様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載した方については不要
13	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	様式第11号に記載した方について提出 ただし、様式第7号別紙、様式第7号の2別紙及び様式第12号に記載した方については不要（株主等として記載した場合を除く）
14	株主（出資者）調書	法	△	△	△	△	△	△	△：住所の変更のみの場合も添付が必要
15	貸借対照表（法人用）	法							
16	損益計算書（法人用）	法							
17	株主資本等変動計算書（法人用）	法							
17の2	注記表（法人用）	法							
17の3	附属明細表（株式会社用）	▲							資本金が1億円を超えるか、直前の貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ提出 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。
18	貸借対照表（個人用）	個							
19	損益計算書（個人用）	個							
20	営業の沿革	○			○	○	○		
20の2	所属建設業団体	○			△	△	△		○：該当なしの場合も作成
20の3	主要取引金融機関名	○			△	△	△		
	後見等登記事項証明書（登記されていないことの証明書）(※2)(※4) 【申請時3か月以内】	○	○	○	○	○	○	○	個人事業主本人、別紙一（役員等の一覧表）及び様式第11号（令第3条一覧表）に記載した方全て（顧問、相談役、株主等は除く）について提出 両方の証明書が必要です。
	身元（身分）証明書(※3)(※4) 【申請時3か月以内】	○	○	○	○	○	○	○	
	定款	法	△	△	△	△	△	△	
	履歴事項全部証明書【申請時3か月以内】	法	※ 5	※ 5	※ 5	※ 5	※ 5	※ 5	法：個人事業主の場合で、支配人登記しているものを含む。
	納税証明書（愛知県の県税事務所発行のもの）(※6)	○							事業税の納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書

○：必要添付書類（省略不可）

法：法人申請の場合に提出

個：個人申請の場合に提出

▲：該当する場合に提出（摘要欄参照）△：既に提出された書類と内容・表示が異なる場合に提出

(※1) 既に写しを提出済みの資格証明書等により、今回申請する許可の専任技術者としての資格を有することを証明できる場合、同じ資格証明書等を再度提出する必要はありません。

(※2) 各法務局・地方法務局（本局）戸籍課発行の成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書（証明申請書の証明事項は「成年被後見人・被保佐人とする記録がない。」こととなります。）

証明を受ける方の記載事項としては、①氏名②生年月日③住所（または④本籍）が必要となります。ただし、外国人住民の方は、①本国名を記載し、通称名を（ ）書き②生年月日③住所④本籍（国籍欄に☑し国籍名を記載）を記載ください。

◇愛知県内で発行している法務局（直接窓口請求）

問い合わせ先：名古屋法務局戸籍課 TEL 052-952-8111

なお、東京法務局では郵送による請求を受け付けています。

問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課 TEL 03-5213-1360

(※3) 本籍地の市区町村役場で発行の下記①及び②のことが記載された証明書（「身分証明書」「身元証明書」「証明書」等、自治体により多少名称が異なります。）

①成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨（禁治産者、準禁治産者でない则表示されます。）

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しない旨

ただし、外国人住民の方は、(※3)の証明書に代え住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。申請時3ヶ月以内。）を持参（原本提示）してください。

(※4) 成年被後見人又は被保佐人に該当する方、成年被後見人又は被保佐人にみなされる方に該当する方であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、欠格事由に該当しないこととします。

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書、成年被後見人又は被保佐人とみなされる方に該当しない旨の証明書の代わりに、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。

詳しくは事前に窓口で相談してください。

(※5) 申請の際に、法人及び支配人登記のある個人は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の提示が必要となります。

なお、個人事業主については、住民票又は住民基本台帳ネットワークシステムにより確認いたします。ただし、外国人住民の方は、住民票（氏名、通称名、生年月日、住所、国籍などが確認できるもの。）が必要です。

住民票についてはすべて個人番号(マイナンバー)の記載がされていないものを取得してください。

(※6) 法人の場合は、申請日直前の決算期の事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。ただし、法人設立第1期の申告期限未到来のため、事業税の課税の実績が無い場合は、その旨の記載のあるもの。

個人の場合は、決算期の属する年の年度か翌年度の事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）。

専任技術者としての資格を有することを証明する資料

項目		必要書類		建設 工事の 種類	有資格 区分	
		※次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。 ※別途、常勤性の確認資料が必要です。		項番 64	項番 65	
専任技術者 (様式第八号)	一般建設業 法第7条第2号	イ	・学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方 (例) ○○高等学校土木科卒・学校教育法による大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校の所定学科卒業後又は同法による専門職大学の前期課程の所定学科修了後3年以上の実務経験のある方(例) ○○大学建築学科卒 所定学科については31ページ表4参照	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書<様式第9号>【添付】	1	01
				卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +認定書の写し【添付】		
				監理技術者資格者証の写し【添付】		
		ロ	10年以上の実務経験のある方	実務経験証明書<様式第9号>【添付】	4	02
				認定書の写し【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】		
		ハ	特定の免許等のある方 (建築士、土木施工管理技士、○ ○技能士、○○基幹技能者等)	資格者証等の写し【添付】	7	32 ~36 ページ 表6及 び37 ,38 ページ 参照
				資格者証等の写し【添付】 +実務経験証明書<様式第9号>【添付】		
				監理技術者資格者証の写し【添付】		
				講習修了証の写し【添付】		
		ハ	実務経験の緩和を適用される方 (31ページ表5参照)	申請業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】 +技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書 <様式第9号>【添付】	7	99
監理技術者資格者証の写し【添付】						
学校教育法による専修学校の専門課程の所定学科卒業後5年以上の実務経験のある方、又は、所定学科卒業後3年以上の実務経験のある方(専門士又は高度専門士の称号を付与されたものに限る) 所定学科については31ページ表4参照	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 +実務経験証明書 <様式第9号>【添付】					
ハ	国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる方と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した方	監理技術者資格者証の写し【添付】				
		認定書の写し【添付】				

項目	必要書類			建設工事の種類	有資格区分		
	※次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。 ※別途、常勤性の確認資料が必要です。			項番 64	項番 65		
専任技術者（様式第八号）	特定建設業 法第15条第2号	イ	国土交通大臣が定める試験に合格した方、又は免許を受けた方 (例) 一級建築士	資格者証等の写し【添付】	9	32 ～36 ページ表 6及び38 ページ参 照	
			監理技術者資格者証の写し【添付】				
		ロ	前ページのイ、ロ又はハに該当する方のうち、 請負金額が4,500万円以上（昭和59年9月30日以前のもの1,500万円以上、昭和59年10月1日以降平成6年12月27日以前のもの3,000万円以上）	+ 前ページのイに該当 + 指導監督的実務経験	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書<様式第10号>【添付】	2	01
					監理技術者資格者証の写し【添付】		
				+ 前ページのロに該当 + 指導監督的実務経験	実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	5	02
					監理技術者資格者証の写し【添付】		
			+ 前ページのハに該当 + 指導監督的実務経験	の元請工事について2年以上指導監督的な実務経験のある方 (金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む) ※契約書の原本など、その工事の内容(元請かどうか、業種、工事内容、請負金額、工期等)を確認できる書類の提示が必要。 ※但し、指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)は除く。	資格者証等の写し【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】	8	32 ～36 ページ 表6及び 37 ,38 ページ 参照
					資格者証等の写し【添付】 + 実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】		
					講習修了証の写し【添付】 + 実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書 <様式第10号>【添付】		
					申請業種の実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 技術的共通性を有する他業種の実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書<様式第10号>【添付】		
ハ	国土交通大臣(旧建設大臣)に、イ又はロに掲げる方と同等以上の能力を有すると認定された方	等以上 イと同	卒業証書の写し【添付】 又は卒業証明書【原本添付】 + 実務経験証明書<様式第9号>【添付】 + 指導監督的実務経験証明書<様式第10号>【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】	3	03		
		等以上 ロと同	認定書の写し【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】				
			認定書の写し【添付】 監理技術者資格者証の写し【添付】	6	04		

(2) 確認資料 (提出 又は 提示)

- 【申請区分】
- | | | |
|-------------|------------|------------------|
| 1. 新規 | 2. 許可換え新規 | 3. 般・特新規 |
| 4. 業種追加 | 5. 更新 | 6. 般・特新規+業種追加 |
| 7. 般・特新規+更新 | 8. 業種追加+更新 | 9. 般・特新規+業種追加+更新 |

○ : 必要書類(省略不可) 提出又は提示

△ : 1~3のいずれか(複数の組み合わせも可)で証明に必要な期間を確認できる書類を提出又は提示

▲ : 営業所の新設を伴わない場合は不要(営業所の新設を伴う場合、新設する営業所のみ必要)

☆ : 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のない場合に提出又は提示

項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。)		申請区分						摘要	
			1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8		
常勤役員等(経営業務の管理責任者等)	経営業務の管理責任者としての経験内容の確認(地位、職務、年数、業種等)	<p>(建設業の個人での経験主経歴)</p> <p>建設業の個人での経験を許していない</p>	<p>a 及び b の書類を必要年数分</p> <p>a 確定申告書(控:第一表から、収支内訳書又は青色申告決算書等一式添付のもの) + 所得証明書(原本、市区町村発行のもの)を必要年数分【提示】</p> <p>b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを年(暦年)1件(もしくは月1件(摘要欄参照))ずつ提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。)</p> <p>① 契約書【写しを提出、原本提示】</p> <p>② 注文書【写しを提出、原本提示】 + それに対応する請書控【写しを提出、原本提示】</p> <p>③ 注文書、請求書、見積書のいずれか【写しを提出】 + それに対応する発注者の発注証明書(建設業許可申請の手引(申請手続編)42ページ参照)【提出】</p>	△	△	△		△	△	<p>・aの書類は、確定申告書と所得証明書の両方が必要となります(ただし、申告前または紛失のため確定申告書を持参できない方、所得証明書を発行機関の理由により持参することができない方は事前に申請窓口にご相談ください。)</p> <p>・aの書類の内容に不備がある場合(収支内訳書の売上(収入)金額の明細又は青色申告決算書の月別売上金額が確認できない場合等)、bの書類(①~③のいずれか)はその不足する全期間について月1件ずつ必要となります。</p>
			<p>(建設業の法人での役員経歴)</p> <p>建設業の法人での役員経験を許していない</p>	<p>a 及び b の書類を必要年数分</p> <p>a 登記事項証明書(証明期間中の必要年数について、法人の目的 および 継続して役員であったことが確認できるもの)【提示】</p> <p>b 該当年に施工した次の①、②、③のいずれかを年(暦年)1件(もしくは月1件(摘要欄参照))ずつ提出(工事内容、業種、請負実績の判断できるものに限る。)</p> <p>① 契約書【写しを提出、原本提示】</p> <p>② 注文書【写しを提出、原本提示】 + それに対応する請書控【写しを提出、原本提示】</p> <p>③ 注文書、請求書、見積書のいずれか【写しを提出】 + それに対応する発注者の発注証明書(建設業許可申請の手引(申請手続編)42ページ参照)【提出】</p>	△	△	△		△	△
		<p>(建設業の許認可業者を受引き続ける建設業を含む)</p> <p>建設業の許認可業者を受引き続ける建設業を含む</p>	<p>過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合</p> <p>過去に経営業務の管理責任者として証明されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主(支配人を設置した場合) ・法人の役員 ・令第3条の使用人 ・支配人 	<p>過去に経営業務の管理責任者として証明されていることが確認できる以下の書類【提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請書副本又は経営業務管理責任者証明書(様式第7号)(変更届)の副本 <p>経営業務の管理責任者としての経験年数を確認できる申請書類(副本)等【提示】</p>	△	△	△		△	△

項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求める ことがあります。「写し」と記載されていないものは原本が必要です。)	申請区分						摘要
		1 ・ 2	3 ・ 6	4	5	7 ・ 9	8	
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者 常勤性の確認	<p>常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)</p> <p>健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるものに限る)【提示】</p> <p>勤務先が特定できない健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の場合は、以下の(ア)～(オ)のいずれかを持参してください。【提示】</p> <p>※以下の「国民健康保険被保険者証」は適宜「後期高齢者医療被保険者証」、「健康保険被保険者証」と読み替えてください。</p> <p>(ア) 「国民健康保険被保険者証の写し」 + 「雇用保険被保険者証の写し」 + 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (被保険者区分が「1」のものに限る)」</p> <p>(イ) 「国民健康保険被保険者証の写し」 + 「住民税特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)の写し」 ※個人番号(マイナンバー)が印字されている場合は、その部分を隠してから複写してください。</p> <p>(ウ) 「国民健康保険被保険者証の写し」 + 「厚生年金標準報酬額決定通知書の写し」</p> <p>(エ) 「国民健康保険被保険者証の写し」 + 「法人税確定申告書(表紙+役員報酬手当等内訳書)の写し」 + 「所得証明書(市区町村発行のもの)」 ※確定申告書は、所得証明書に対応する事業年度分について全て必要です。</p> <p>(オ) 「国民健康保険被保険者証の写し」 + 「源泉徴収票の写し」+ 「所得証明書(市区町村発行のもの)」 ※源泉徴収票は、所得証明書に対応する年次のものが必要です。</p>	○	○	○	○	○	○	個人事業主本人については必要ありませんが、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者(様式第7号別紙、様式第7号の2別紙に記載の方)及び専任技術者が事業主本人と異なる場合には、その方の常勤性の確認できる資料が必要となります。
専任技術者の常勤性の確認	上記と同様	○	○	○	○	○	○	
財産的基礎等	一般建設業	<p>直前決算(様式第15号、様式第18号)の自己資本の額が500万円未満の場合は、資金調達能力を確認</p> <p>a、bのどちらかを提出</p> <p>a 主要取引金融機関名に記載のある金融機関発行の「500万円以上の預金残高証明書」(基準日)が申請直前2週間以内のもの。初日算入。)【提出】</p> <p>b 主要取引金融機関名に記載のある金融機関発行の「500万円以上の融資証明書」(発行日)が申請直前2週間以内のもの。初日算入。)【提出】</p>	☆	☆	☆	☆	☆	残高証明書と融資証明書の合算は認めません。また、残高証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。融資証明書は、融資残高の証明ではなく、融資可能額の証明です。☆直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のある場合は不要です。直前5年間には、許可換え新規(申請区分「2」)の場合、従前許可期間を含みます。
	特定建設業	<p>直前決算(様式第15号、様式第18号)で確認</p> <p>(申請日の直前の決算において、下記のイ、ロ、ハの要件すべてに該当すること)</p> <p>イ 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本が4,000万円以上であること</p>	☆					直前の決算期において資本金の要件のみを満たさないが、増資を行うことによって要件を満たすことになった場合には、「資本金」については、この要件を満たしているものとして取り扱います。(資本金増資の変更届出書(副本)の提示が必要です。)

項目	確認資料 (次の書類の他に必要に応じて別途資料の提出又は提示を求めることがあります。)		申請区分						摘要
			1・2	3・6	4	5	7・9	8	
健康保険等 の加入状況 が 確認できる 資料	雇用保険について	<p>○自社で申告納付の場合 申請時直前の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(控えの写し)及び下記①～③のいずれかを【提出】</p> <p>①保険料の納入に係る「納付書・領収証書」の写し ②「領収済通知書」の写し ③「納付済額証明書」(原本)</p> <p>○労働保険事務組合に委託している場合 事務組合発行の「労働保険料等納入通知書」(写し)及び保険料の納入に係る「労働保険料等領収書」(写し)【提出】</p>	○	○	○	○	○	○	
	健康保険、 厚生年金保険について	<p>申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料に係る「領収証書」の写し【提出】 又は 「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し【提出】 又は 「納入証明書」(原本)【提出】</p>							
(主たる 建物営業所・ 従たる 営業所)	<p>営業所の写真(直近3か月以内に撮影した、以下のもの)【提出】</p> <p>①営業所の外観(建物の全景がわかるもの) ②営業所の名称が確認できる入口付近を写したのもの ③営業所の内部(建設業で使う事務用品や電話などがあることがわかるもの) ④建設業法第40条に規定する標識の写真(許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの)</p> <p>・写真内に撮影日を印字するか、写真を貼り付けた台紙、印刷した用紙等に撮影日を記載 ・写真を貼り付けた台紙(建設業許可申請の手引(申請手続編)18,19ページに参考様式を掲載しています。)、印刷した用紙等に建物の権利関係について記載(例:自己所有※、賃貸借等)</p>		○	▲	▲		▲	▲	<p>※自己所有とは法人の場合、法人所有のほか役員及び役員の同居親族の所有も含まれます。</p> <p>個人事業主の場合、事業主本人所有のほか、支配人所有並びに事業主及び支配人の同居親族の所有も含まれます。</p>
(登記事項 証明書)	支配人登記のある個人	履歴事項全部証明書(申請時3か月以内の原本)【提出又は提示】	○提出	○提示※	○提示※	○提示※	○提示※	○提示※	※ただし、既に提出された書類と内容・表示が異なる場合は提出
	法人	履歴事項全部証明書(申請時3か月以内の原本)【提出又は提示】							
法人番号	法人	「法人番号指定通知書」の写し【提示】 又は 国税庁ホームページ内「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの【提示】	○						個人事業主の場合は不要

参考様式

営業所の写真

営業所の名称： _____

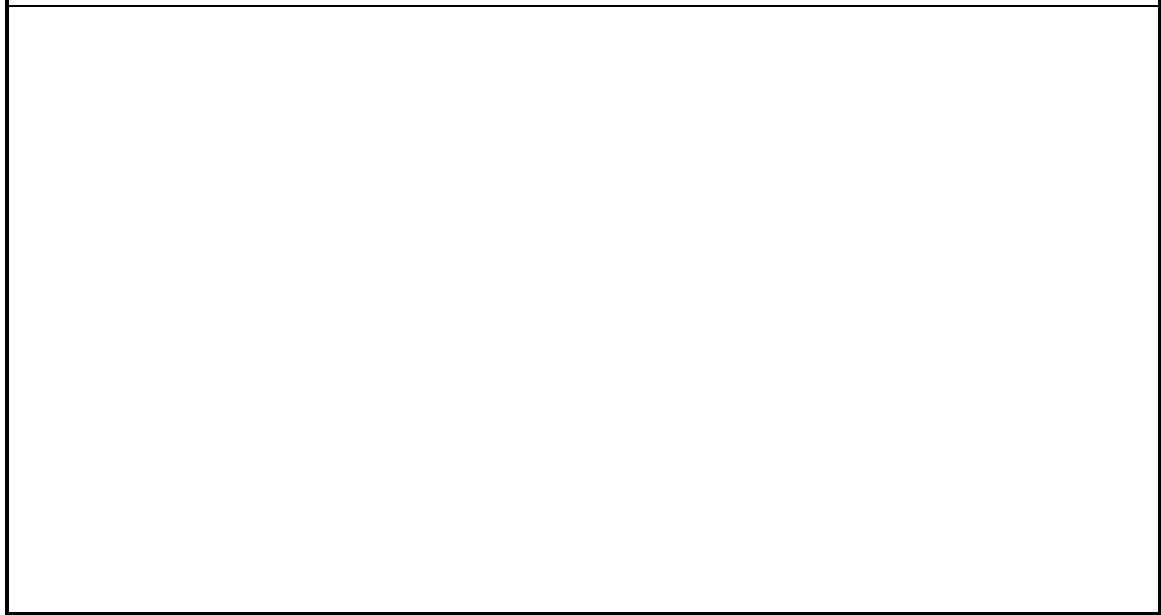
建物の権利関係： _____ (例：自己所有、賃貸借)

①営業所の外観（建物の全景がわかるもの）	____年 ____月 ____日 撮影

②営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの	____年 ____月 ____日 撮影

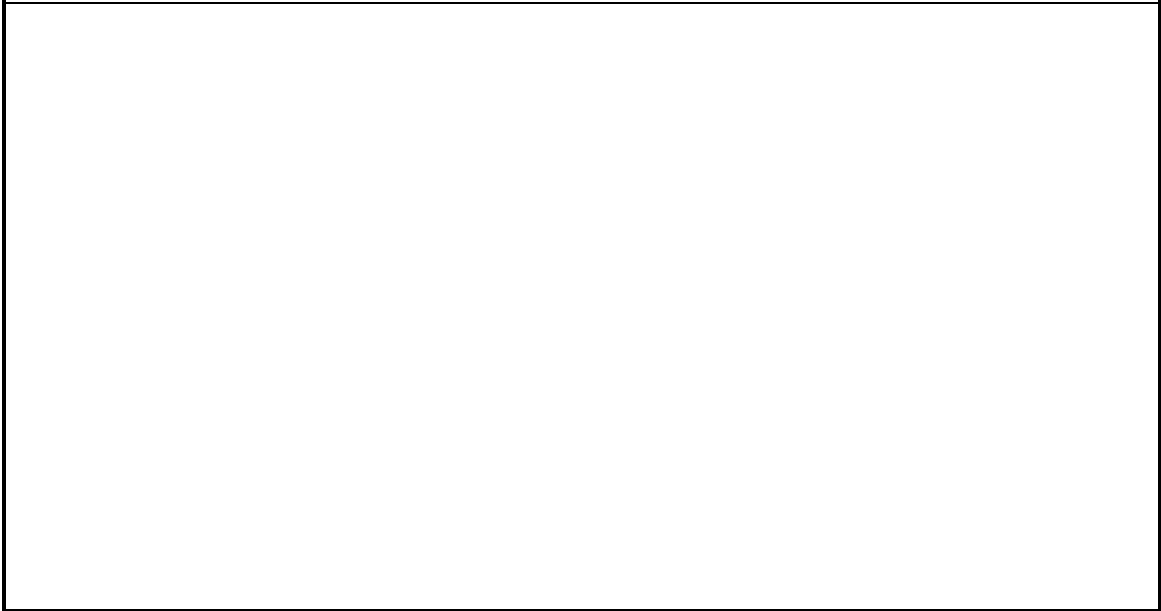
③営業所の内部（建設業で使う事務用品や電話などがあることがわかるもの）

____年 ____月 ____日 撮影



④建設業法第40条に規定する標識の写真（許可がある場合のみ、掲示状況及び記載内容のわかるもの）

____年 ____月 ____日 撮影



3 許可申請書類の提出

ア 提出先

主たる営業所の所在地により異なります。(39 ページ参照)

名古屋市内 ー 愛知県都市整備局都市基盤部都市総務課

それ以外 ー 各建設事務所総務課

※ 郵送等による書類の受付は行っておりません。必ず持参してください。

イ 許可手数料

知事許可の手数料は、新規の申請 9 万円、追加の申請（許可区分が同一のものに限る）及び更新の申請は 5 万円で愛知県収入証紙を申請書の所定の欄に添付します。(申請区分に応じた許可手数料の額及び愛知県収入証紙の販売所については 30 ページを参照)

なお、愛知県手数料条例第 6 条の規定により、申請を取り下げた場合や申請が不許可となった場合でも手数料の還付はいたしません。

ウ 提出時の注意事項

書類審査中に大声を張り上げるなど、審査の妨げになるような行為があった場合は、審査を中止し、退去していただくことがあります。

エ 申請後の注意事項

申請書の受理時または受理後に、申請書、添付書類及び確認資料の修正や追加提出を指示させていただく場合があります。指示に応じていただけない場合、許可の適否を通知することができませんのでご了承ください。

4 許可について

許可申請書を受理しますと、申請内容を審査のうえ許可の適否を申請者へ簡易書留（転送不要※）にて通知します。

この時に、提出された申請書の副本を「許可後の注意事項」（冊子）とともに申請者へ送付します。なお、標準処理期間は、行政庁の休日を除き、受付後 2 3 日です。

※営業所確認（営業所としての実態があるか、経營業務の管理責任者や専任技術者が常勤しているか等）を兼ねているために転送不要としており、**郵便物が返戻された場合には、現地の確認調査を実施することがあります。**また、法第 2 9 条の 2 第 1 項の規定により、**許可の取消しの対象となることがあります。**

5 許可後の手続き

許可の有効期間は 5 年間です。

この間、毎年決算終了後に事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更を生じたときには一定期限内に変更届出書等を提出していただかなければなりません。(正本 1 部及び副本 1 部の計 2 部（副本は写し可、ただし、印影の写しは不可）)

また、その後も許可を受けて継続して営業しようとする場合は、許可期限満了の日の 30 日前までに（3 か月前から受付開始）許可の更新の手続きが必要です。(許可書の内容をよく確認してください。)

これらの手続きについては、「建設業法による変更届等の手引（変更届出書編、事業年度終了届編）」及び許可の通知書に同封される「許可後の注意事項」をよくお読みください。

V 付表

表1 建設工事の種類別にみたその内容と例示

※業種の判断は下表等の法令等に基づいて行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事等として発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種ではない他の専門工事に該当する場合には、発注された業種の工事としては認められません。

建設工事の種類 (略号)	業種	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示第350号) 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	建設工事の例示 (平成13年4月3日 国総建第97号) 例示の最終改正 平成29年11月10日 国土建第277号
土木一式工事 (土)	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	/
建築一式工事 (建)	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	/
大工工事 (大)	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事 (左)	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事 (と)	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
石工事 (石)	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事 (屋)	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事 (電)	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事 (管)	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事 (鋼)	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事 (筋)	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事 (舗)	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事 (しゅ)	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事 (板)	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事 (ガ)	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事 (塗)	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事 (防)	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
内装仕上工事 (内)	内装仕上工 事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置 工事 (機)	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事 (絶)	熱絶縁工事 業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事 (通)	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事 (園)	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事 (井)	さく井工事 業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事 (具)	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属性カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事 (水)	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事 (消)	消防施設工 事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示
清掃施設工事 (清)	清掃施設工 事業	し尿処理施設又はごみ処理施設 を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事 (解)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※建設工事の内容及び例示について

表1の建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものです。各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合があります。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種です。また、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件ではありませんが、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれます。一式工事であることの確認資料として、発注者や下請負業者との契約書、注文書、見積書、工程表等の提示を求める場合があります。

※許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりです。

(1) 土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コン

クリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウェルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」

は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事 (次ページ【機械器具設置工事についての補足】も参照してください。)

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。
なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。
なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【機械器具設置工事についての補足】

建設業法における機械器具設置工事とは、機械器具等の組立て等により、土木若しくは建築に関する工作

物（以下「工作物」といいます。）を建設し、又は工作物の一部を組成し若しくは一体となって効用を發揮する機械器具を工作物に取り付ける工事をいいます。

したがって、商品生産設備として工場又は事業所において使用される機械器具（いわゆる投資財機械）を工作物に単に緊結する工事は、通常、機械器具設置工事には該当せず、とび・土工工事や、機械器具の種類によっては他の専門工事に該当することになりますので、機械器具設置工事業の申請や事業年度終了届を作成するなどの際は注意してください。

表2 許可の申請区分

1 新規	現在、「有効な許可」をどの許可行政庁からも受けていない場合
2 許可換え新規	愛知県以外の許可行政庁から現在、有効な許可を受けている場合
3 般・特新規	ア 一般建設業の許可のみ受けている方が新たに特定建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可のみ受けている方が新たに一般建設業の許可を申請する場合
4 業種追加	ア 一般建設業の許可を受けている方が他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 イ 特定建設業の許可を受けている方が他の業種について特定建設業の許可を申請する場合
5 更新	すでに許可を受けている建設業をそのまま続けようとする場合
6 般・特新規+業種追加	区分3と4を同時に申請する場合
7 般・特新規+更新	区分3と5を同時に申請する場合
8 業種追加+更新	区分4と5を同時に申請する場合
9 般・特新規+業種追加+更新	区分3と4と5を同時に申請する場合

表3 許可手数料一覧表

申請区分	許可の区分	一般又は特定的一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
1. 新規		90,000円	180,000円
2. 許可換え新規		90,000円	180,000円
3. 般・特新規		90,000円	
4. 業種追加		50,000円	100,000円
5. 更新		50,000円	100,000円
6. 般・特新規+業種追加			140,000円
7. 般・特新規+更新			140,000円
8. 業種追加+更新		100,000円	※150,000円又は200,000円
9. 般・特新規+業種追加+更新			190,000円

注) 愛知県知事許可申請は、愛知県収入証紙による納付です。

※ 一般又は特定的一方のみを追加+一般と特定の両方を更新…150,000円
 一般と特定の両方を追加+一般と特定の両方を更新……………200,000円

愛知県収入証紙の主な売りさばき場所

県庁内売店、県民事務所、尾張建設事務所、一宮建設事務所、知多建設事務所、知立建設事務所、市区町村役場（名古屋市は区役所）、交通安全協会（警察署内）、保健所（名古屋市を除く）

表4 建設業の種類別所定学科

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

※判断が困難な場合は、卒業証明書や成績証明書等が必要になります。

表5 実務経験の緩和措置

A	B	要件及び緩和措置
土木工事業	とび・土工、しゅんせつ、水道施設及び解体工事業	【要件】 A欄の工事業とそれに対応するB欄のうちのいずれかひとつの工事業の経験が合わせて12年以上あり、そのうちB欄の当該工事業の経験が8年を超えていること 【措置】 B欄の当該工事業の有実務経験者に認定。
建築工事業	大工、屋根、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁及び解体工事業	
大工工事業	内装仕上工事業	
内装仕上工事業	大工工事業	
とび・土工工事業	解体工事業	
解体工事業	とび・土工工事業	

表6 技術者資格免許及び資格コード

【 】は、監理技術者資格者証に記載される資格名称の略語 ◎特定（法第15条第2号イ）の資格及び一般（法第7条第2号ハ）の資格を有するもの
○一般（法第7条第2号ハ）の資格を有するもの

資格コード		建設業の種類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解																																			
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解							
01	法第7条第2号イ該当		高等学校若しくは中等教育学校（所定学科）卒業後5年以上、大学若しくは高等専門学校（所定学科）卒業又は専門職大学前期課程（所定学科）修了後3年以上の実務経験を有する方																																			
02	法第7条第2号ロ該当		10年以上の実務経験を有する方																																			
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）		国土交通大臣（旧建設大臣）により同号イと同等以上と認められた方																																			
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）		国土交通大臣（旧建設大臣）により同号ロと同等以上と認められた方																																			
11	一級建設機械施工技士 【一機施】		◎				◎																															
12	二級建設機械施工技士（第1種～第6種）		○				○																															
13	一級土木施工管理技士 【一土施】		◎				◎	◎					◎	◎	◎																	◎			※1 ◎			
14	二級土木施工管理技士	種別	土木		○								○	○	○																			◎	※1 ○			
15			鋼構造物塗装																																			
16			薬液注入						○																													
20	一級建築施工管理技士 【一建施】			◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎					◎				◎	※1 ◎		
21	二級建築施工管理技士	種別	建築			○																													◎	※1 ○		
22			躯体										○	○	○																						◎	※1 ○
23			仕上げ						○	○			○												○	○	○	○	○			○						
27	一級電気工事施工管理技士 【一電施】												◎																									
28	二級電気工事施工管理技士											○																										
29	一級管工事施工管理技士 【一管施】													◎																								
30	二級管工事施工管理技士												○																									
31	一級電気通信工事施工管理技士 【一通施】																																		◎			
32	二級電気通信工事施工管理技士																																			○		
33	一級造園施工管理技士 【一園施】																																			◎		
34	二級造園施工管理技士																																			○		

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	37	一級建築士	【一建士】																													
	38	二級建築士																														
	39	木造建築士																														
技術士法		部門	「選択科目」																													
	41	建設・総合技術監理（建設）	【技（建）】																												※1	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	【技（建鋼）】																												※1	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業・「農業土木」）	【技（農土）】																													
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）	【技（電）】																													
	45	機械・総合技術監理（機械）	【技（機）】																													
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	【技（機流）】																													
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）	【技（水）】																													
	48	上下水道（「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」））	【技（水上）】																													
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	【技（産土）】																													
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	【技（林林）】																													
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	【技（林森）】																													
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	【技（衛）】																													
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	【技（衛水）】																														
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	【技（衛廃）】																														
電気工事士法	55	第一種電気工事士（免状）																														
	56	第二種電気工事士（免状）※2 交付後実務経験3年																														
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）交付後実務経験5年																														
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 交付後実務経験5年																														

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
水道法	65	給水装置工事主任技術者		交付後実務経験1年							○																					
消防法	68	甲種消防設備士																												○		
	69	乙種消防設備士																												○		
職業能力開発促進法(旧職業訓練法) 右記「検定職種」欄を参照のこと		検定職種																														
		平成16年3月31日以前の合格者 (等級区分が2級の場合は、合格後1年の実務経験を要する) 平成16年4月1日以降の合格者 (等級区分が2級の場合は、合格後3年の実務経験を要する)																														
		71	建築大工				○																									
		64	型枠施工				○	○																								
		72	左官					○																								
		57	とび・とび工					○																								○
			(2級の場合、合格後、とび・土工事業については「とび工事」に関し、解体工事については「解体工事」に関し実務経験を要する)																													
		73	コンクリート圧送施工					○																								
			(2級の場合、合格後「コンクリート工事」に関し実務経験を要する)																													
		66	ウェルポイント施工					○																								
			(2級の場合、合格後「土工工事」に関し実務経験を要する)																													
		74	冷凍空調機器施工・空調設備配管								○																					
		75	給排水衛生設備配管								○																					
		76	配管(選択科目「建築配管作業」)※3・配管工								○																					
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)						○		○						○															
	77	タイル張り・タイル張り工									○																					
	78	築炉・築炉工・れんが積み (れんが積みは級が無く、合格後の実務経験は不要)									○																					
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 (コンクリート積みブロック施工は級が無く、合格後の実務経験は不要)					○			○																						
	80	石工・石材施工・石積み					○																									

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
	検定職種 平成16年3月31日以前の合格者 (等級区分が2級の場合は、合格後1年の実務経験を要する) 平成16年4月1日以降の合格者 (等級区分が2級の場合は、合格後3年の実務経験を要する)																															
81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)※4・製罐												○																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)※5												○																			
83	工場板金																○															
84	板金(選択科目「建築板金作業」)・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)							○									○															
85	板金・板金工・打出し板金																○															
86	かわらぶき・スレート施工							○																								
87	ガラス施工																	○														
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○													
89	建築塗装・建築塗装工																		○													
90	金属塗装・金属塗装工																		○													
91	噴霧塗装																		○													
67	路面標示施工(級は無く、合格後の実務経験は不要)																		○													
92	畳製作・畳工																					○										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																					○										
94	熱絶縁施工																						○									
95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作業」)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											○				
96	造園																								○							
97	防水施工																			○												
98	さく井																										○					

職業能力開発促進法(旧職業訓練法)右記「検定職種」欄を参照のこと

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
民間試験	平成18年3月31日以前	平成18年4月1日以降																														
	地すべり防止工事士	地すべり防止工事																														
	61	(合格後、とび・土工事業については「土工工事」に関し、さく井工事については「さく井工事」に関し1年の実務経験を要する)				○																					○					
	40	基礎ぐい工事				○																										
	62	建築設備士(資格取得後1年の実務経験を要する)								○	○																					
	63	一級計装士 計装 (合格後1年の実務経験を要する)								○	○																					
	60	解体工事※6																														○
36	基幹技能者(講習の種目等について次ページ表7参照)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第4号該当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- ※1 下記【解体工事業の技術者要件に関する留意点】を参照。
- ※2 旧電気工事士法(昭和62年9月1日法律第84号による改正以前の電気工事士法)により交付された「電気工事士免状」は、現在の第二種電気工事士免状とみなす。
- ※3 検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。
- ※4 検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。
- ※5 「鉄筋施工図作成作業」と「鉄筋組立て作業」の両方とも必要。
- ※6 公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験のみが該当します。

【解体工事業の技術者要件に関する留意点】 ※《》内は資格コードを表す

- ◆平成27年度までの合格者に対しては、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
1級土木施工管理技士《13》、1級建築施工管理技士《20》、2級土木施工管理技士(土木)《14》、2級建築施工管理技士(建築)《21》、(躯体)《22》
- ◆当面の間、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))《41》、《42》

☆とび・土工事業の技術者要件で、解体工事の技術者とみなす経過措置については、38ページをご覧ください。
 ☆民間試験および登録解体工事講習の概要および実施機関等については、国土交通省建設業課ホームページをご参照ください。
 (URL : http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000283.html)

表7 登録基幹技能者について

許可を受けようとする建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録PC基幹技能者、登録鳶・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者

表の右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであり、かつ、当該受講資格を満たした状態で受講された方が対象です。(※1, ※2)

※1 右欄の講習について、左欄の建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つでないものを平成30年3月31日以前に修了されている方は、当該実務経験を10年以上有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

※2 右欄の講習について、それぞれ左欄の建設業以外の建設業（左欄にあるものに限りません。）に関し10年以上の実務経験を有することが受講資格の一つであるものを修了された方は、許可を受けようとする建設業の建設工事に関し10年以上の実務経験を有するに至った時点で、この規定の対象者となります。

★平成28年6月の改正に伴う技術者の経過措置に関する資格コードについて

平成28年6月1日より、建設業法等が改正され、これまで「とび・土工事業」として実施されてきた解体工事は、新設された「解体工事業」の業種として実施することになっています。

「解体工事業」の技術者として認められる資格等はP32～P36の表6のとおりですが、経過措置として、平成28年5月31日時点で改正以前の「とび・土工事業」の技術者になる要件を満たしている方については、令和3年3月31日まで「解体工事業」の技術者とみなすことができます。

その場合、資格をもって技術者になっている方については、個別の資格コードが振り分けられていますので、以下の表を参考に、適切なコードを記載してください。

なお、網掛けのある資格については、合格後の解体工事に関する実務経験1年以上、又は登録解体工事講習の受講等をして、令和3年4月1日以降はこの資格で「解体工事業」の技術者になることはできません。

◎：特定建設業の資格及び一般建設業の資格を有するもの

○：一般建設業の資格を有するもの

資格区分及び資格名			資格コード	種別	
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士		1A	◎	
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)		1B	○	
	1級土木施工管理技士 ※1		1C	◎	
	2級土木施工管理技士	種別	土木 ※1	1D	○
			薬液注入	1E	○
	1級建築施工管理技士 ※1		2A	◎	
2級建築施工管理技士	種別	躯体 ※1	2B	○	
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理(建設)※2		4A	◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」・ 総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)※2		4B	◎	
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		4C	◎	
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		4D	◎	
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		5A	◎	
職業能力開発促進法 「技能検定」	型枠施工(1級)		6B	○	
	型枠施工(2級+実務3年)※3、※4			○	
	とび・とび工(2級+実務3年)※3、※4		5B	○	
	コンクリート圧送施工(1級)		7A	○	
	コンクリート圧送施工(2級+実務3年)※3、※4			○	
	ウェルポイント施工(1級)		6C	○	
ウェルポイント施工(2級+実務3年)※3、※4		○			
民間試験	地すべり防止工事(実務1年)※4		6A	○	

※1 平成27年度までに合格しており、合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない。

※2 合格後の解体工事に関する実務経験が1年未満、かつ、登録解体工事講習の受講をしていない。

※3 平成16年3月31日以前の合格者は、合格後1年以上の実務経験。

※4 実務は以下のものを指します。

資格	実務の内容
とび・とび工	とび工事
型枠施工	コンクリート工事
コンクリート圧送施工	コンクリート工事
ウェルポイント施工	土工工事
地すべり防止工事	土工工事

表8 許可申請書類の提出先、問い合わせ先

区分	主たる営業所の所在地	所管する部所	電話番号
知事許可	名古屋市区域	県庁（自治センター2階） 都市整備局都市基盤部都市総務課 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6503
	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡及び西春日井郡の区域	尾張建設事務所（三の丸庁舎5階） 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-4409
	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮建設事務所 〒491-0053 一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4	0586-72-1465
	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡の区域	海部建設事務所（海部総合庁舎6階） 〒496-8533 津島市西柳原町1-1-4	0567-24-2141
	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域	知多建設事務所 〒475-0828 半田市瑞穂町2-2-1	0569-21-3233
	岡崎市、西尾市及び額田郡の区域	西三河建設事務所（西三河総合庁舎6階） 〒444-0860 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2745
	碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市の区域	知立建設事務所 〒472-0026 知立市上重原町蔵福寺1-2-4	0566-82-3114
	豊田市及びみよし市の区域	豊田加茂建設事務所 〒471-0867 豊田市常盤町3-2-8	0565-35-9312
	新城市及び北設楽郡の区域	新城設楽建設事務所 〒441-1354 新城市片山字西野畑5-3-2-1	0536-23-5111
	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の区域	東三河建設事務所 〒440-0801 豊橋市今橋町6	0532-52-1312

表9 愛知県市区町村コード一覧表

建設業許可申請書（様式第一号）の項番 1 0
 変更届出書（様式第二十二号の二）の項番 4 1

愛知県 名古屋市千種区

記入例：名古屋市千種区→ 2 3 1 0 1

コード	市区町村名	住所用市町村名
23101	千種区	名古屋市千種区
23102	東区	名古屋市東区
23103	北区	名古屋市北区
23104	西区	名古屋市西区
23105	中村区	名古屋市中村区
23106	中区	名古屋市中区
23107	昭和区	名古屋市昭和区
23108	瑞穂区	名古屋市瑞穂区
23109	熱田区	名古屋市熱田区
23110	中川区	名古屋市中川区
23111	港区	名古屋市港区
23112	南区	名古屋市南区
23113	守山区	名古屋市守山区
23114	緑区	名古屋市緑区
23115	名東区	名古屋市名東区
23116	天白区	名古屋市天白区
23201	豊橋市	豊橋市
23202	岡崎市	岡崎市
23203	一宮市	一宮市
23204	瀬戸市	瀬戸市
23205	半田市	半田市
23206	春日井市	春日井市
23207	豊川市	豊川市
23208	津島市	津島市
23209	碧南市	碧南市
23210	刈谷市	刈谷市
23211	豊田市	豊田市
23212	安城市	安城市
23213	西尾市	西尾市
23214	蒲郡市	蒲郡市
23215	犬山市	犬山市
23216	常滑市	常滑市
23217	江南市	江南市
23219	小牧市	小牧市
23220	稲沢市	稲沢市
23221	新城市	新城市

コード	市区町村名	住所用市町村名
23222	東海市	東海市
23223	大府市	大府市
23224	知多市	知多市
23225	知立市	知立市
23226	尾張旭市	尾張旭市
23227	高浜市	高浜市
23228	岩倉市	岩倉市
23229	豊明市	豊明市
23230	日進市	日進市
23231	田原市	田原市
23232	愛西市	愛西市
23233	清須市	清須市
23234	北名古屋市	北名古屋市
23235	弥富市	弥富市
23236	みよし市	みよし市
23237	あま市	あま市
23238	長久手市	長久手市
23302	東郷町	愛知郡東郷町
23342	豊山町	西春日井郡豊山町
23361	大口町	丹羽郡大口町
23362	扶桑町	丹羽郡扶桑町
23424	大治町	海部郡大治町
23425	蟹江町	海部郡蟹江町
23427	飛島村	海部郡飛島村
23441	阿久比町	知多郡阿久比町
23442	東浦町	知多郡東浦町
23445	南知多町	知多郡南知多町
23446	美浜町	知多郡美浜町
23447	武豊町	知多郡武豊町
23501	幸田町	額田郡幸田町
23561	設楽町	北設楽郡設楽町
23562	東栄町	北設楽郡東栄町
23563	豊根村	北設楽郡豊根村

表10 県税事務所一覧表

名称	所在地	電話番号	所管区域
名古屋東部 県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9	052-953-7803	千種区、東区、中区、名東区
名古屋北部 県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区域西1-9-2	052-531-6303	北区、西区、守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部 県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3213	中村区、中川区、港区
名古屋南部 県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8922	昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
東尾張 県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3192	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張 県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3168	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
海部徴収課 (徴収事務)	〒496-0047 津島市西柳原町1-14	0567-24-2174	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多 県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36	0569-89-8173	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河 県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2710	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
安城県税 センター	〒446-8508 安城市横山町下毛賀知93	0566-76-2101	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田加茂 県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45	0565-32-7481	豊田市、みよし市
東三河 県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
新城駐在室 (徴収事務)	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2111	新城市、北設楽郡

※愛知県内の県税事務所であれば、所管区域以外でも納税証明書の発行は可能です。

発注証明書

愛知県知事 殿

様式は、以下のURLからダウンロードすることができます。

https://www.pref.aichi.jp/0000044824.html#q1_20

工事名	工事場所	発注業種	請負代金の額	工 期
春日井アパート改修工事の内内装仕上げ工事	愛知県春日井市	内装	2, 100千円	平成21年 3月から 平成21年 3月まで
栄ビル床仕上げ工事	名古屋市中区	内装	4, 300千円	平成22年11月から 平成22年11月まで
蟹江邸新築工事の内たみ工事	愛知県海部郡蟹江町	内装	700千円	平成23年 2月から 平成23年 2月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	年 月から 年 月まで
			千円	税込み又は税抜きの どちらかに統一して 記載します。
			千円	年 月まで

業種の判断をするために工事内訳が必要となる場合があります。

注文者、受注者が法人の場合は各々の商号、個人の場合は各々の氏名が記載されているもの。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を書きます。
ただし、政令指定都市については区まで記載します(名古屋市の場合は、県名の記載を省略できます。)

税込み又は税抜きのどちらかに統一して記載します。

請求書 当社
別紙添付の 注文書 は、 が (有) あいち建築 に発注した工事に相違ありません。
見積書 一私

当該工事の詳細は上表のとおりです。

なお、当該工事の内容について、貴職から問い合わせがあれば応じることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知建設(株)
氏 名 代表取締役 愛知 次郎 印
電 話 番 号 052-961-2111

**法人の場合
は代表者印**

**※1 別添の注文書等に記載されている発注者が証明者となります。
(法人の場合は代表者印。ただし、支店が発注していることを注文書で確認できる
場合は、当該支店長の印も可。)**

※2 別添の請求書等にも証明者の確認として、証明者印の押印が必要です。

行政書士（行政書士法人を含む。以下同じ。）による代理申請について

1 申請書などへの委任状の添付

- ① 委任状は、各申請・届出ごとに1部作成し、原本を提出します。
委任状のコピーは使用できません。
- ② 委任状の日付は、各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。
- ③ 複数の申請書などについて受付日が同日の場合は、委任状は1枚で足りません。
- ④ 委任の範囲は、以下の記載例を参考に具体的に記載してください。

ア 建設業許可申請の場合

「建設業許可申請に関する一切の件」

イ 変更等の届出の場合

「建設業法第11条の規定に基づく変更等の届出に関する一切の件」

ウ 廃業等の届出の場合

「以下の許可業種に係る建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件」

〇〇工事業、〇〇工事業」

エ 許可通知書の受領の場合

「許可通知書の受領に関する一切の件」

※別途、「手渡し等願い書」が必要となります。

- ⑤ 委任状には行政書士の事務所所在地、氏名（行政書士法人の場合は、法人名称。以下同じ。）、電話番号、登録番号（行政書士証票の番号。行政書士法人の場合は、法人番号。）を記載してください。
- ⑥ 以下の場合、申請・届出者（建設業者）の印鑑証明書を添付し、委任状には印鑑登録した印を押印してください。印鑑証明書は、各申請・届出の日から3ヶ月以内のものとしてください。

ア 新規許可申請、大臣許可などからの許可換え新規申請の場合。

イ 提出済みの申請書などの正本又は副本に押印されている申請・届出者の印と異なる印の場合。

2 許可申請書類の記載方法

① 代理人が記名押印できる許可申請書類

ア 建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄

イ 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）

ウ 変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄

エ 届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄

オ 廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄

② 代理人が記名押印できない許可申請書類

ア 誓約書（様式第六号）の申請者の欄

イ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄

ウ 常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄

エ 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）の証明者又は申請者の欄

オ 常勤役員等の略歴書（様式第七号の二別紙一）の氏名の欄

カ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙二）の氏名の欄

キ 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）の申請者又は届出者の欄

ク 専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）

ケ 実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄

コ 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄

サ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄

シ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄

③ 2①の許可申請書類について、申請者、届出者の欄は、代理人の記名押印の上段に申請者名（法人である場合には法人名及び代表者役職氏名）を必ず記載してください。申請者の印は不要です。

④ 申請書表紙の「書類作成代行者」欄及び届出書の下部に、当該代理申請を行った行政書士の氏名及び連絡先を必ず記載してください。

⑤ 2①の許可申請書類には、行政書士の職印を押印してください。

3 その他

① 2②の許可申請書類を訂正する場合は、行政書士の職印ではなく、申請・届出者（建設業者）の印が必要です。

② 2の許可申請書類以外の書類（事業年度終了届出書など）は、代理人が記名押印できません。

よくある質問と回答（申請手続編）

回答内容は愛知県知事許可における、一般的な事例についてのものであるため、申請者の個別事情や他の項目との関連で違ってることがあります。また、他の都道府県と取扱いが異なることもありますので、ご注意ください。

Q1 建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

A1 建設業の許可が必要となるのは下記の場合です。これに該当しない場合は、建設業の許可は必要ありません。

建築一式工事で木造住宅の場合は、工事1件の請負契約が1500万円以上で、かつ、延べ面積150平方メートル以上の場合

建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事1件の請負契約が1500万円以上の場合

建築一式工事以外の工事で、1件の請負契約が500万円以上の建設工事を施工する場合

いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

上記に満たない請負金額の工事は軽微な工事として、建設業許可なくして請け負うことができます。

ただし、建設業法施行令第一条の二で、「同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。」とされています。

Q2 許可にはどんな区分がありますか？

A2 許可の区分には、「国土交通大臣許可」（大臣許可）と「知事許可」の2種類があり、それぞれ「一般建設業」と「特定建設業」があります。

同一の建設業者の方が、大臣許可と知事許可の両方の許可を受けることはできません。

29ある業種について、業種別に許可を受けることとなります。

同一の建設業者の方が、ある業種では一般建設業の許可を、別の業種では特定建設業の許可を受けることは差し支えありません。しかし、一つの業種について、一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

営業所ごとに許可するものではありませんので、一つの業種について、ある営業所では特定建設業、別の営業所では一般建設業の許可を受けて営業することはできません。

Q3 知事許可と大臣許可との違いはなんですか？

A3 2以上の都道府県に建設業の営業所を設置している場合は大臣許可が必要です。1つの都道府県にのみ建設業の営業所を設置している場合は、知事許可が必要です。愛知県内のみに複数の営業所があっても愛知県知事の許可となりますが、たとえ一つでも愛知県外に建設業の営業所があれば、大臣許可が必要となります。

この区分は、建設業の営業所の設置の状況によるものですので、知事許可であっても大臣許可であっても、建設工事を施工する場所についての制限はありません。

大臣許可については、国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課（電話番号 052-953-8572）にお問い合わせください。

Q4 一般建設業と特定建設業の違いはなんですか？

A4 発注者から直接請負った1件の建設工事につき、総額4,000万円以上（建築一式は6,000万円以上、いずれも消費税及び地方消費税を含む）を下請に出す場合に、特定建設業の許可が必要です。

なお、この制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するものですので、下請負人として工事を施工する場合には当てはまりません。

また、一般建設業と特定建設業のどちらも発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。

Q5 許可には有効期間がありますか？

A5 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。

なお、許可の更新申請は、期間満了日の3か月前から受付けています。期間満了日の30日前までに申請してください。

Q6 申請手数料はいくらですか？

A6 知事許可の申請手数料は、許可を申請する業種の数にかかわらず、新規申請9万円、更新、業種追加はともに5万円です。

一般建設業許可と特定建設業許可は、許可の区分が異なるため、それぞれ手数料が必要です。

いずれも愛知県証紙が必要です。

一般建設業許可のみを持っていて、新たに特定建設業許可の業種を申請する場合、あるいは特定建設業許可のみを持っていて、新たに一般建設業許可の業種を申請する場合は、「業種追加」ではなく「新規申請」となるため、手数料は9万円です。

Q7 郵送で申請することはできますか？

A7 郵送での申請・届出の受付は行っていません。

Q8 申請してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか？

A8 知事許可の場合は概ね30日程度かかります。

Q9 愛知県知事許可の申請書や事業年度終了届出書はどこに提出すればいいですか？

A9 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所等に提出していただきます。

建設事務所等の一覧は39ページをご覧ください。

Q10 申請のできる日時を教えてください。

A10 月曜日～金曜日（土、日、祝日等の閉庁日は申請できません。）

時間は、午前が9:00～11:30、午後が13:00～16:30です。

Q11 許可証を紛失してしまった場合どうすればよいですか？

A11 建設業の許可証は再発行しておりません。

建設業の許可を受けていることや許可の業種を証明するものとして、許可を受けている方からの申請により許可証明書を発行しております。（愛知県知事許可業者の方に限ります。）許可証明申請書を窓口にご持参ください。

【手数料】 証明書1通につき400円（愛知県証紙）

【窓口】 39ページをご覧ください。

※許可証明申請書には、法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は事業主の個人印を押印してください。

代表者印かどうか疑義がある場合は、印鑑証明書（原本提示、3ヶ月以内のもの）と実印の押印を求める場合があります。

Q12 建設業法施行令第3条の使用人とはどんな人ですか？

A12 建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される方すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である方が該当します。

これらの方は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している方が該当します。

Q13 個人事業から法人成りしたのですが、何か手続は必要ですか？

A13 建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化し、新たに法人としての新規の許可申請を行う場合は、同時に、個人の許可について廃業届を提出してください。法人の許可番号は、新たに付与されます。個人の許可番号を引き継ぎたい場合は、事前認可を受けることで建設業の許可を承継することができますので、法人成る前にご相談ください。

Q14 法人の登記している所在地や個人事業主の住所と主たる営業所の所在地が異なる場合は、所在地は何を記入したらよいのでしょうか？

A14 法人の場合で主たる営業所の所在地と登記上の本店所在地が異なる場合は、許可申請書の申請者として記載する所在地は、登記上の本店の所在地を記載します。

また、主たる営業所の所在地とあるところには、登記上の本店の所在地ではなく、主たる営業所の所在地を記載します。

個人事業主の場合で主たる営業所の所在地と住所が異なる場合は、許可申請書の申請者として記載する所在地は、住所を記載してください。

また、主たる営業所の所在地とあるところには、住所ではなく主たる営業所の所在地を記載します。

事業年度終了届や変更届等の届出者欄や申請書表紙の所在地又は住所欄には、主たる営業所の所在地を記載してください。

ただし、廃業届に関しては、法人の場合は登記上の本店の所在地を、個人の場合は住民票の住所を記載してください。

Q15 実務経験証明書（様式第9号）はどのように記載して証明を受けたらよいのでしょうか？

A15 実務の経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験のことをいいますので、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事したり、現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験なども含めることができますが、単なる建設工事の雑務の経験や、庶務経理事務の経験などは含めることはできません。

専任技術者になるための実務の経験の期間は、具体的に実務に携わった期間を積み上げて計算します。複数の業種を重複して計算することはできません。（例：10年の実務経験が必要な業種について、2業種の専任技術者になるためには最低20年の実務経験が必要です（2業種の経験割合が均等の場合）。例外として、業種の組み合わせによっては、必要年数が緩和される場合がありますので、詳細は31ページ表5をご覧ください。

通常休日とされている日を除いて全ての日に建設業の実務に携わり10年間経過してはじめて「10年間の実務経験」として認定することができます。

実務経験証明書（様式第9号）には、直近の年から、その年（1月から12月）ごとに主な実務内容を具体的に1件記入し証明を受けてください。

実務経験証明書（様式第9号）の「合計満年月」欄は、使用期間中に具体的に実務に携わった期間を記載してください。この「合計満年月」の期間に複数の業種が含まれている場合は、それぞれの業種の割合を聞き取りします。建設業以外の職種を兼業している場合は、そのことを加味した割合を聞き取りします。その割合で年数を按分して、業種ごとに必要な経験年数があるかどうか確認します。

実務経験証明書（様式第9号）は、建設工事の種類、技術者、証明者、当時の使用者ごとに各々別の証明書を作成してください。

実務経験証明書（様式第9号）が複数枚となる場合は、直近の証明書から、1枚で何年分の証明書となるかを考え、必要年数分に到達するまで次の証明書で証明します。（あと3.5年分証明が必要であれば次の証明書では4件の工事の記載が必要です。）

すでに、他業種の専任技術者になっている場合は、専任技術者としての業務期間、提出されている実務経験証明書、事業年度終了届による請負実績を考慮して実務の経験年数を確認します。

- Q16 資格がなければ従事できない工事に無資格で従事していた経験は、実務経験として認められますか？
- A16 認められません。
実務経験証明書には、資格が無くても従事できる工事については記載できますが、資格が無ければ従事できない工事については、資格を得た後に従事した工事しか記載することはできません。
特に、電気工事、消防施設工事は、法令などで資格がなければ従事できない工事かどうかをよく確認したうえで、実務経験証明書を作成してください。
また、解体工事については、建設リサイクル法施行（平成13年5月30日）後は、軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に注意してください。
- Q17 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）は他社の役員との兼務は可能ですか？
- A17 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）は許可を受けようとする営業体において「常勤」でなければなりません。仮にフロアが同じであっても他の営業体であれば、他社の常勤役員との兼務は認められません。
- Q18 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の証明は誰にしてもらうのですか？
- A18 原則として、当該経験期間における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）の証明が必要となります（使用者の建設業許可の有無は問いません）。使用者の証明を得ることができない場合は、現在建設業許可を有する第三者の証明が必要となります。
なお、更新の許可申請の場合は、申請者自身が証明者となることができます。
- Q19 建設会社の監査役として5年以上の経験があるが、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）になることはできますか？
- A19 監査役の経験で常勤役員等（経營業務の管理責任者等）となることはできません。
- Q20 複数の業種を一人の専任技術者で担当できますか？
- A20 必要な資格などがあれば、一人で複数業種の専任技術者になることができます。
- Q21 以前勤めていた会社が倒産しました。実務経験証明書の証明者はどうすればよいですか？
- A21 本人の実務経験について証明しうる（実務経験があることを知っている）、建設業の許可を現在有する第三者が証明者となります。
- Q22 特定建設業の許可の専任技術者に必要な指導監督的実務経験とはなんですか？
- A22 発注者から直接請け負う（元請けのことです）1件の建設工事代金の額が4,500万円以上で、2年以上の指導監督的な実務経験をいいます。
「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
また、実務の経験の期間は、具体的に携わった建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です（経験期間が重複しているものは二重に計算しません。）。
なお、指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）については、指導監督的な実務経験では、専任技術者になることはできません。
- Q23 法人設立直後で決算を迎えていない場合は、「工事経歴書」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、財務諸表はどのように書けばよいのでしょうか？
- A23 工事経歴書は、（建設工事の種類）欄を記入し、余白に「該当工事なし」又は「決算未到来」と記入してください。「直前3年の各事業年度における工事施工金額」には、建設工事の種類を記入し、余白に「決算未到来」と記入してください。

また、「貸借対照表」については、(会社名)欄を記入し、開始貸借(様式第15号左上の日付は法人設立日となります)を記入します。「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「注記表」については、(会社名)欄及び「決算未到来」を記入してください。

Q24 工事経歴書(様式第2号)の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいのでしょうか?

A24 小計欄については、そのページに実際に記載した完成工事の件数とその合計金額を記載してください。合計欄については、業種ごとの事業年度全体の完成工事の件数とその合計金額を記載してください。なお、この合計欄の請負代金の額は、様式第3号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の業種ごとの計と一致します。

また、各工事の請負代金を千円未満を切捨てて記載した場合、合計金額の欄には円単位で各工事の請負代金を合計した額を千円未満切捨てて記載しますので、記載されている千円単位の各工事の請負代金を足した数字と、合計金額が合わないことがあります。

例えば、105,500円と120,900円の工事は、請負代金の欄に105千円と120千円と記載しますが、小計欄は226千円と記載します(225千円ではありません)。

Q25 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者・専任技術者・令第3条に規定する使用人の常勤性の確認書類は、どのようなものを用意すればよいのでしょうか?

A25 建設業許可申請の手引(申請手続編16ページ)や申請書裏表紙に記載されている健康保険被保険者証の写し(勤務先が特定できるもの)または(ア)～(オ)のいずれかを持参してください。

後期高齢者医療保険については、事業所の特定できない健康保険被保険者証となりますので、国民健康保険の場合に準じた取扱いとしています。

(エ)国民健康保険被保険者証の写し及び確定申告書「表紙(別表一)+役員報酬内訳欄(勘定科目内訳明細書⑭)」(写し)及び所得証明書(原本)について、所得証明書には1月から12月の所得が記載されていますので、その年・期間に対応する確定申告書(複数期分必要となる場合があります)を用意してください。

(オ)国民健康保険被保険者証の写し及び源泉徴収票(写し)及び所得証明書(原本)について、取得し得る直近年の所得証明書と、その年と同一年の源泉徴収票を用意してください。

何を用意すれば良いのかよく分からない場合は、管轄の窓口(39ページ)へお問い合わせください。個別の事情により追加の資料をご用意していただく場合があります。

Q26 更新の申請はいつからできますか?

A26 引き続き建設業の許可を受けようとする方は、当該許可の有効期間満了の日の3か月前から申請できます。なお、有効期間満了の日の30日前までに許可申請をしなければなりません。

Q27 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか?

A27 許可の有効期限を経過したときは、更新の許可申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。

Q28 一般建設業の新規許可を受けて3年後に業種追加の申請をしたいのですが、残高証明などは省略できますか?

A29 許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できますが、この場合は、5年に満たないため、改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認が必要となります。

Q29 更新に合わせて業種追加も1つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのでしょうか?

- A29 申請に必要な書類については、10ページの申請区分8をご覧ください。また、この場合の申請は、必ず許可の有効期限の30日前までに行ってください。許可の有効期限の30日前以降の申請の場合は、更新と業種追加の申請はそれぞれ別の申請に分けていただくこととなりますので、ご注意ください。
- Q30 業種追加の申請をするのですが、専任技術者の資格免状の写しの提出は必要ですか？
- A30 現在専任技術者となっている人で、新規申請の時や専任技術者の追加の時など既に資格免状の写しの提出が済んでいる資格については、資格免状の写しの提出は省略することができます。
- Q31 有効期限が切れている監理技術者資格者証でも資格や実務経験は認められますか？
- A31 監理技術者資格者証の有効期限が切れている場合でも資格や実務経験は認められます。また、住所や所属建設業者名が古い内容であっても、資格や実務経験は認められます。
- Q33 技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の専任技術者として許可申請はできませんか？
- A33 原則は、合格証明書により確認しますが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発行する合格通知書により確認（写し提出）します。なお、合格証明書を受領した後は、合格通知書による確認はできません。合格通知書による確認は、最長で合格通知書の交付日から6ヶ月間認めています。
なお、この取り扱いは、32ページ表6に記載されている建設業法「技術検定」の資格のみ認めています。
- Q34 受付済みの申請書や届出書の内容に誤りがあったので修正したいのですがどうすればよいのでしょうか？
- A34 受付後、閲覧に供している書類については、修正や差替をする際に、訂正・差替願（任意様式、https://www.pref.aichi.jp/0000044824.html#q5_6 からダウンロードできます。）の提出が必要となります。提出部数は1部です。訂正・差替をする副本も持参してください。
なお、受付したばかりで、まだ閲覧に供していない場合については、訂正・差替願の提出は不要です。窓口で修正や差替をしてください。修正には、申請書や届出書に押印した印と同じ印が必要です。
また、内容によっては修正や差替ができない場合（経営事項審査を受けた後の当該事業年度終了届出書の修正や差替など）があります。
閲覧に供しているかどうかや、修正や差替ができるかどうかについては、管轄の窓口（39ページ）へお問い合わせください。
- Q35 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか？ また、未加入の場合は許可がされないのですか？
- A35 加入しているかどうかの確認は、従業員ごとではなく、事業所ごとに確認をしますので、一部加入していない従業員がいても、事業所として加入していれば、加入有の「1」を記入してください。
令和2年10月1日に改正建設業法が一部施行され、『適切な社会保険に加入していることが』が許可要件になりましたので、令和2年10月1日以降受付分の申請から全ての申請について適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。
- Q36 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、加入義務があるのかわからない場合はどうすればよいのでしょうか？
- A36 加入義務については、健康保険（協会けんぽ）と厚生年金については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。
加入義務を確認したうえで、加入義務がない場合は「2」を記入してください。なお、加入義務があるのに加入していない場合は許可をすることができません。

Q37 **建設業に係る国民健康保険組合とは何ですか？**

A37 建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者のことです。個人で常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会管掌健康保険に事業所として加入することが健康保険法上求められていますが、年金事務所による健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入していれば、適法に加入していることになります。

この場合、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の「保険の加入状況」欄については、適用除外「2」と記載してください。

なお、法人の場合にあつては、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合であっても、厚生年金保険は強制適用となります。

当該国民健康保険組合としては、次のような団体が挙げられます。

- （具体例）
- ・全国建設工事業国民健康保険組合
 - ・建設連合国民健康保険組合
 - ・中央建設国民健康保険組合
 - ・全国土木建築国民健康保険組合
 - ・愛知建連国民健康保険組合 等

解体工事業に関する質問と回答

1 許可関係

Q 1-1

解体工事業の許可を取得すれば、全ての工作物の解体工事が可能ですか。

A 1-1

平成28年6月1日（以下全て「施行日」という）以降は、これまで、とび・土工工事業の工作物解体工事で実施してきた解体工事（一般住宅の解体等）が、解体工事業の許可で可能となります。ただし、解体する際、総合的な企画、指導調整を必要とする、土木工作物や建築物の解体については、それぞれ土木工事業、建築工事業の許可が必要となります。また、前3業種以外の各専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当するため、各専門工事の許可が必要となります。

Q 1-2

解体工事業の新設に係る経過措置について教えてください。

A 1-2

① 施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間（令和元年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能でした。ただし、この経過措置の終了に伴い、令和元年6月1日以降も引き続き解体工事業を営もうとする場合は、解体工事業の許可を受ける（「業種追加」又は「般・特新規」）ことが必要です。

② 解体工事業の経營業務の管理責任者については、施行日前のとび・土工工事業にかかる経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業にかかる経營業務管理責任者の経験とみなします。

③ 解体工事業の技術者については、令和3年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなします。

なお、ここでいう「技術者」とは、営業所専任技術者又は主任技術者、監理技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハ）に該当する者を指すものとします（以下「技術者という場合も同じ」）。また、「既存のとび・土工工事業の技術者」とは、施行日時点において、とび・土工工事業の技術者としての要件を満たす者を指します。施行日以降に資格等を取得し、とび・土工工事業の技術者としての要件を満たしたとしても経過措置の対象にはなりません。

また、経過措置の対象となる技術者には、別途個別の資格コードが設けられましたので、38ページのコード表に従い、申請してください。

Q 1-3

施行日以降に、500万円未満の解体工事を請け負うには、とび・土工工事業の許可を受けていれば可能ですか。

A 1-3

建設業法の改正に合わせ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）も改正され、500万円未満の解体工事であっても、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの建設業許可か、建設リサイクル法による解体工事業の登録がなければ請け負うことができません。

2 経營業務の管理責任者関係

※令和2年9月30日までの要件です。（令和2年10月1日の改正建設業法の一部施行により、経營業務の管理責任者としての経験において業種ごとの区別はなくなりました）

Q 2-1

施行日前のとび・土工工事業（以下「(旧) とび・土工工事業」という。）にかかる経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業にかかる経營業務の管理責任者の経験とみなすと聞きましたが、これにより新た

に解体工事業の経営業務の管理責任者となった者は、その時点で施行日後のとび・土工工事業（以下「(新) とび・土工工事業」という。）の経営業務の管理責任者でなくなるのですか。

A 2-1

(旧) とび・土工工事業にかかる経営業務管理責任者としての経験を有する者は、当然に、(新) とび・土工工事業の経営業務の管理責任者の要件も満たす者とみなします。

Q 2-2

(旧) とび・土工工事業にかかる経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業にかかる経営業務の管理責任者の経験とみなすという経過措置は、いつまで適用されるのですか。

A 2-2

特段の期限はなく、永続的に取り扱われるものとお考えください。

3 技術者関係

Q 3-1

技術者要件を満たす資格等にはどのようなものがありますか。

A 3-1

以下の資格等が認められることとなります。

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1 級土木施工管理技士※ 1
- ・ 1 級建築施工管理技士※ 1
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設）） ※ 2
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として 4, 5 0 0 万円以上の解体工事に 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2 級土木施工管理技士（土木） ※ 1
- ・ 2 級建築施工管理技士（建築又は躯体） ※ 1
- ・ とび技能士（1 級）
- ・ とび技能士（2 級）合格後、解体工事に 3 年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録解体工事試験
- ・ 大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 1 0 年以上の実務経験
- ・ 土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に 1 2 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に 8 年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に 1 2 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に 8 年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に 1 2 年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に 8 年を超える実務の経験を有する者

※ 1 平成 2 7 年度までの合格者に対しては、合格後の解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※ 2 当面の間、合格後の解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

Q 3-2

技術者の要件において、平成 2 7 年度までの 1 級土木施工管理技士等の合格者は合格後の解体工事に関する実務経験が 1 年以上必要等の条件があると思うが、ここでいう合格の年月日はいつを指しますか（合格証明書の日付でよいのですか）。

A 3-2

合格証明書の日付とします。(合格証明書を再発行した場合を除きます。)

Q 3-3

技術者に係る経過措置満了日(令和3年3月31日)までの間に、既存の(旧)とび・土工工事業の技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けた建設業者は、経過措置満了日までに必ず専任技術者を解体工事業の技術者資格を持つ者に交代させなければならないのですか。

A 3-3

ご質問のとおりです。なお、交代が不可能であれば、建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合として、同法第29条第1項第1号に基づく許可の取り消しの対象となりますので注意してください。

なお、経過措置の技術者が解体工事業の技術者資格を有することとなった場合も基準を満たすこととなりますので、この場合は、「建設業法による変更届等の手引(変更届出書編)」25ページを参考に様式第八号(専任技術者証明書)及び必要な確認資料を提出してください。

Q 3-4

施行日の前後における、とび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱いを教えてください。

A 3-4

新とび・土工工事(施行日以降のとび・土工工事。解体工事を含まない。以下同じ。)の実務経験年数は、旧とび・土工工事(施行日前までのとび・土工工事。解体工事を含む。以下同じ。)の全ての実務経験年数とします。

また、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数とします。

なお、解体工事業における実務経験年数の取扱いについては、56ページの例示もご参照ください。

Q 3-5

施行日の時点で、解体工事の実務経験が10年あり、既に(旧)とび・土工工事業の専任技術者になっている者は、施行日以降に解体工事業の専任技術者にもなれるのですか。同一の者が複数業種を実務経験で証明する場合、実務経験の期間の重複は認められていないと認識しているがどうですか。

A 3-5

平成28年5月31日までに請負った旧とび・土工工事のうち解体の経験のみ実務経験の重複が認められます。従って、ご質問のケースでは、同一の者が10年の解体工事实務経験をもって、2業種(解体工事業及び(新)とび・土工工事業)の専任技術者を兼ねることができます。

Q 3-6

施行日の時点で、旧とび・土工工事の実務経験(但し、解体工事の経験はない。)が10年あり、既に(旧)とび・土工工事業の専任技術者になっている者は、施行日以降に解体工事業の専任技術者にもなれるのですか。

A 3-6

新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数としますので、この者は、(新)とび・土工工事業の専任技術者になれます。

また、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数としますので、この者は、この条件を満たす者として解体工事業の専任技術者となることはできませんが、令和3年3月31日までは、既存の(旧)とび・土工工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなすという経過措置の適用を受けるため、経過措置期間満了までは、解体工事業の専任技術者とみなされます。ただし、この場合、経過措置期間満了後も専任技術者を続けるためには、満了日までに解体工事業の技術者要件を満たしている必要がありますので注意してください。

Q 3-7

解体工事業の実務経験について、建設業許可又は建設リサイクル法による解体工事業の登録を受けずに解体工事業を営んでいた者から証明を受けた場合、当該期間は経験期間に算入することができますか。

A 3-7

解体工事を請け負うには、土木工事業、建築工事業、(旧)とび・土工事業(施行日以降は解体工事業)のいずれかの建設業許可又は建設リサイクル法による解体工事業の登録が必要です。従って、無許可または無登録で解体工事を請け負った場合は、建設業法又は建設リサイクル法違反に該当するため、実務経験として認められません。

解体工事業における実務経験年数の取り扱いについて(例示)

解体工事業の新設について定めた「建設業法等の一部を改正する法律」が平成28年6月1日に施行されます。これに伴い、令和3年3月31日までの間は、とび・土工事業の専任技術者(既存の者に限る)も解体工事業の専任技術者とみなす経過措置が設けられます。つきましては、この経過措置を適用し、平成28年6月1日以降に、解体工事業又はとび・土工事業の新規申請等(許可換え新規、股特新規、業種追加申請及び専任技術者の変更の場合を含む)を行う際に、実務経験により一般建設業許可の専任技術者になる場合の例示(主に建設業法第7条第2号「ロ」該当の10年経験のケース)は以下の通りです。

		経過措置期間	
		平成28年6月1日 (施行日)	令和3年4月1日
		←以降→	←以降→
A	<p>10年 とび(解体以外)</p> <p>技術者A</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>10年 とび(解体以外)</p> <p>技術者Aによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>○</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p> <p>○は専任技術者になれる。 ×は専任技術者になれない。 (以下同じ)</p>
B	<p>10年 解体</p> <p>技術者B</p> <p>既存の者に該当(但し、施行日時時点で既に解体工事業の専任技術者の要件を満たしており、経過措置を適用する必要なし)</p>	<p>10年 解体</p> <p>技術者Bによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>○</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>○</p>
C	<p>8年 解体</p> <p>2年 とび(解体以外)</p> <p>技術者C</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>8年 解体</p> <p>2年 とび(解体以外)</p> <p>技術者Cによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>○</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p>
D	<p>8年 解体</p> <p>4年 とび(解体以外)</p> <p>技術者D</p> <p>既存の者に該当</p>	<p>8年 解体</p> <p>4年 とび(解体以外)</p> <p>技術者Dによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>○</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>○(経過措置により) ×(経過措置終了により)</p> <p>○(建設業法第7条第2号ハ該当(※3))</p> <p>※3については、経過措置又は※3のいずれによっても専任技術者になれる。また、いずれの場合も技術者Dによる2業種の兼任可。</p> <p>※3による場合は、技術者Dによる2業種の兼任可。</p>
E	<p>8年 とび(解体以外)</p> <p>2年 解体(1年) 解体(1年)</p> <p>技術者E</p> <p>既存の者に該当せず</p>	<p>8年 とび(解体以外)</p> <p>2年 解体(1年) 解体(1年)</p> <p>技術者Eによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>×</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>×</p> <p>(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。</p>
F	<p>2年 解体</p> <p>8年 とび(解体以外)(7年)</p> <p>技術者F</p> <p>既存の者に該当せず</p>	<p>2年 解体</p> <p>8年 とび(解体以外)(7年)</p> <p>技術者Fによる2業種の兼任可。</p>	<p>専任技術者(とび※1)</p> <p>○</p> <p>専任技術者(解体※2)</p> <p>×</p> <p>(実務経験が施行日をまたいでいるケース) →施行日時時点で要件を満たしていないため、経過措置の適用を受けません。</p>

※1 解体工事業を除く、いわゆる新とび・土工事業を指す。なお、新とび・土工事業の実務経験年数は、旧とび・土工事業の全ての実務経験年数とする。

※2 解体工事業を指す。なお、解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工事業の実務経験のうち解体工事に係る実務経験年数とする。

※3 建設業法施行規則第7条の3第2号の表「解体工事業」の下欄中「7 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有するもの」に該当

・上記例示の場合において、「×(=専任技術者になれない)」表示があるものについて、経過措置期間中に不足している実務経験を積むことにより専任技術者としての要件を満たす場合は、経過措置期間中に「専任技術者の有資格区分の変更」を行うことにより、経過措置終了後も解体工事業の専任技術者として認められます(この場合「様式第9号 実務経験証明書」の作成が必要)。
例えば、上記「C」(解体※2)又は「D」(解体※2)の場合において、経過措置期間中に、解体の実務経験を2年以上積むことで、解体工事業に係る建設業法第7条第2号「ロ」該当の専任技術者としての要件を備えることとなります。

・平成28年5月31日までに請け負った旧とび・土工のうち解体の実務経験のみ実務経験期間の重複が認められます。